

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願の審査

(1) 請願第33号 増え続ける障害者が安心できる居場所としての地域活動支援センターを維持・発展させるために18年間据え置かれている運営費補助金の早期増額を求める請願

資料 増え続ける障害者が安心できる居場所としての地域活動支援センターを維持・発展させるために18年間据え置かれている運営費補助金の早期増額を求める請願

令和7年12月10日

健康福祉局

増え続ける障害者が安心できる居場所としての地域活動支援センターを維持・発展させるために
18年間据え置かれている運営費補助金の早期増額を求める請願

資料

1. 地域活動支援センターについて

(1) 国が示す地域活動支援センターの概要

根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「総合支援法」という。)

定義：障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。【総合支援法第5条第28項】

規模：土人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。
【総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準】

種類：
I型 … 1日当たりの実利用人員が概ね20名以上
II型 … “ 概ね15名以上
III型 … “ 概ね10名以上

補助：
「地域生活支援事業」として、次のとおり市町村に対する補助を実施
【補助率】 予算の範囲内で、 国 1／2以内 県 1／4以内
【補助目安額】 地方交付税による + 自治体補助事業 600万円
I型 600万円
II型 300万円
III型 150万円

(2) 本市における地域活動支援センターの概要

根拠：川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
川崎市地域活動支援センターA型運営事業実施要綱
川崎市地域活動支援センター(B・C・D型)運営事業実施要綱

本件請願の対象施設

種類：
A型 … 1日当たりの実利用人数が概ね16名以上(国のI型に相当)
B型 … “ 12名以上(国のII型に相当)
C型 … “ 8名以上(国のIII型に相当)
D型 … “ 4名以上(国基準無し=国庫補助対象外)

機能：

	A型	B型、C型、D型
対象者	外出困難等、専門的支援を要する者を含む精神障害者	通所可能な身体・知的・精神障害者
職員配置	・施設長1名 ・精神保健福祉士、社会福祉士等1名 ・指導員2名	・施設長1名 ・指導員2名(うち1名は施設長と兼務可)
役割	・相談支援事業 ・専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化 ・地域住民ボランティア育成 ・普及啓発等	・創作的活動、生産活動の機会の提供 ・社会との交流促進等
開所日時	週6日以上、概ね10~20時	概ね週5日以上

【参考～国におけるサービスの提供体系～】

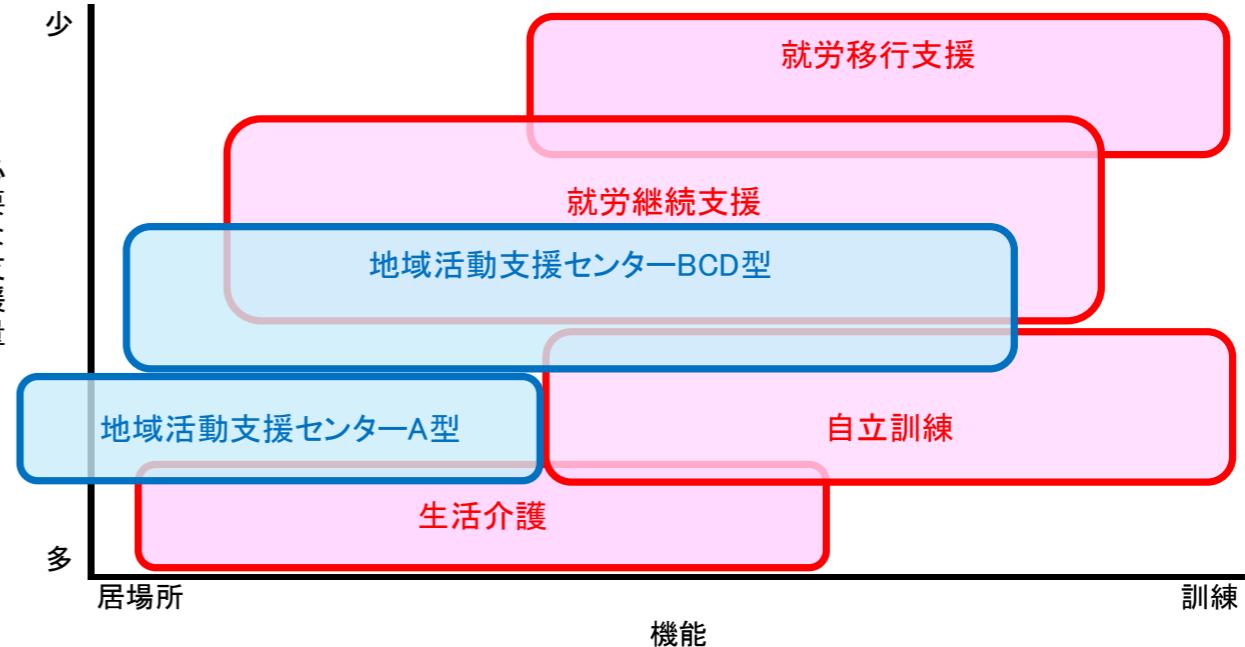
総合支援法に基づく支援サービスとして、国は主に「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つの形態において実施をしています。

＜厚生労働省ホームページ抜粋＞

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

	障害福祉サービス	地域生活支援事業
根拠法	総合支援法	
目的	基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ること(総合支援法より抜粋)	
特徴	本人の状況(サービス利用に関する意向、障害の種類・程度・特性等、住居、介護者の有無等)を踏まえ、サービス等利用計画等に基づき、個々に必要なサービスの支給決定が行われるもの	市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施するもの
実施手法	国基準に基づき都道府県等が事業所を指定	地方自治体が委託、補助等で実施
利用方法	支給決定を受けた上で利用契約	利用申込、利用契約等事業によって異なる
主な事業	訓練等給付:訓練等の支援を提供するもの。 通所機能としては、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練がある。 介護給付:介護を伴う支援を提供するもの。 通所機能としては、生活介護等がある。	理解促進・啓発、意思疎通支援、相談支援、成年後見制度利用支援等の事業がある。 通所機能としては、地域活動支援センター、日中一時支援がある。

＜通所事業の機能と利用者像のイメージ図＞



(3)本市における地域活動支援センター(B、C、D型)の現状

① 令和6年度の事業所数、実利用者数及び予算額

	B型	C型	D型	加算等	合計
設置数(か所)	15	16	23	-	54
うち身体	5	8	4	-	17
うち知的	3	4	9	-	16
うち精神	7	4	10	-	21
実利用者数(人)	126	129	143	-	398
R6予算額(百万円)	247	185	255	134	821
うち一般財	213	168	255	134	770
割合	86%	91%	100%	100%	94%

② 補助金体系

「川崎市地域活動支援センター(B・C・D 型)運営事業補助金交付要綱」に基づき補助

	単価			内容等	
	B型	C型	D型		
基本	運営費	12,500	10,500	9,500	人件費、需用費、事務費等
	家賃	2,000	1,800	1,600	事務所賃借料
実績 加算	目標工賃達成加算		1,000	平均工賃15千円以上	
	就労移行支援加算		1,000	6か月以上の継続雇用	
	重度障害者支援加算		50	1人6か月あたり	
	支援体制強化加算①		1,000	個別支援計画を作成	
	支援体制強化加算②		500	国家有資格者を配置(2人まで)	
	個別給付移行支援加算		4,000	障害福祉サービスへの移行(2年間)	

③ 補助金(給付費)請求の考え方

- ・地域活動支援センター **2時間以上の利用者を対象に**、B、C、D型の区分に応じて定額補助
- ・訓練等給付 **3時間以上の利用者を対象に**、単価×日数で計算し給付

【補助に関する対応経過】

- 平成27年度 家賃補助を引き上げ (C型 160→180万円、 D型 120→160万円)
 令和3~5年度 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**補助金単価の計算に用いる実利用人数を、令和元年度または当年度のいずれか多い方でカウント可能とした**
 令和6年度 **補助金単価の計算に用いる実利用人数について、小数点第1位を四捨五入から切り上げに変更**
 令和5~7年度 **物価高騰対策として、「川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」に基づく補助金を別途交付**

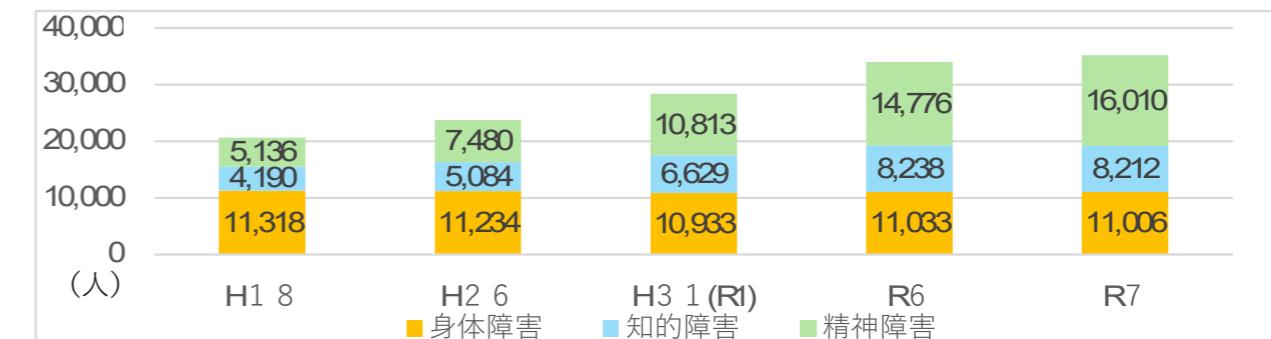
【参考】

A型 … 「川崎市地域活動支援センターA型運営事業補助金交付要綱」に基づき補助 (千円)

	単価	内容等
基本	運営費	20,000 人件費、需用費、役務費等
	家賃	3,000 事業所賃借料
実績 加算	夜間電話相談	1,500 5千円×実施日数
	重度障害者支援加算	50 1人6か月あたり
	支援体制強化加算	500 国家有資格者を配置(2人まで)

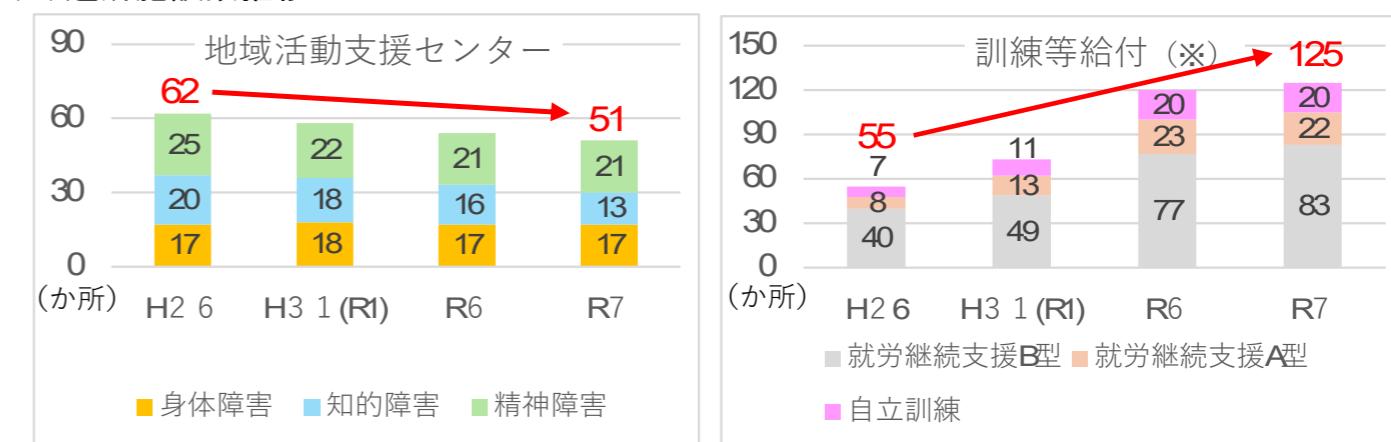
2. 障害者の通所サービスの提供について

(1) 18~64歳の障害者数推移



H2 6年比 身体障害者▲ 2 % 知的障害者 + 6 2 % 精神障害者 + 1 1 4 %

(2) 通所施設数推移



※「訓練等給付」は、個別の支給決定に基づき提供される「障害福祉サービス」の1つのカテゴリー。就労や生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行う「就労継続支援A・B」や、自立した日常・社会生活ができるよう身体機能、生活能力の維持・向上のための訓練を行う「自立訓練」等がある。

【給付負担率】 国 1/2

県 1/4

【基準額】 なし

- ・地域活動支援センター：11年間で11か所減。閉鎖または訓練等給付への転換。
- ・訓練等給付：11年間で70か所、127%の増加。

(3) 施設利用者数推移(1月当たり)

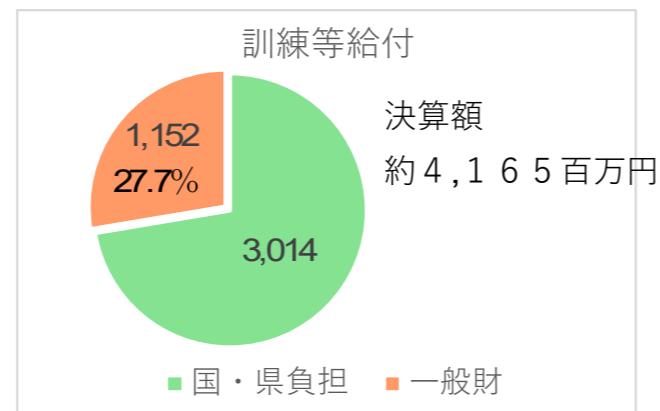
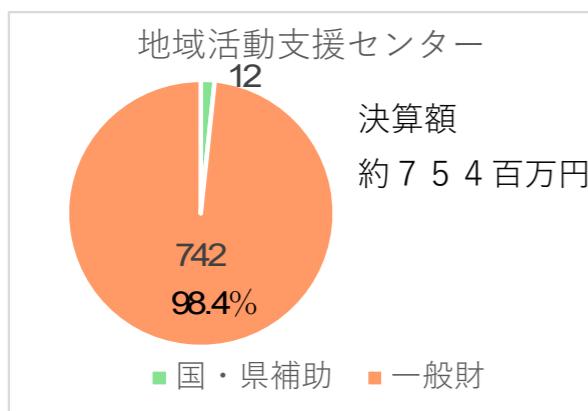


※3月実績

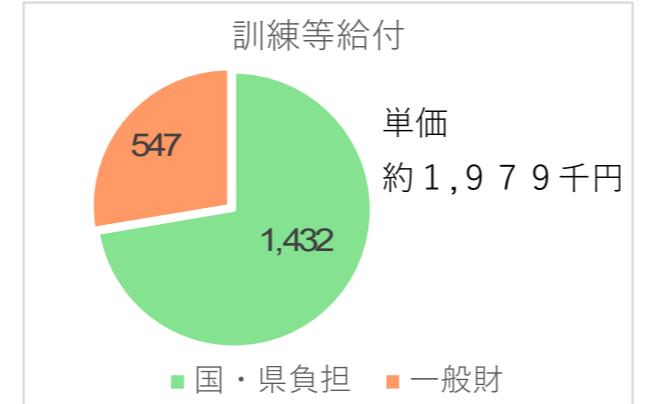
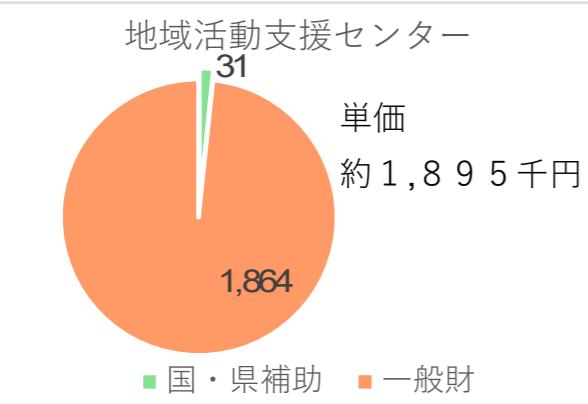
- ・地域活動支援センターの利用者は10年間で▲130人、▲25%
- ・就労継続支援A・B・自立訓練の利用者は10年間で+1,370人、+123%

(4) 地域活動支援センターと訓練等給付(就労継続支援、自立訓練)の経費

① 令和6年度決算



② 利用者1人あたりの年間単価(令和6年度決算ベース)



※3月の利用実績で計算

- ・地域活動支援センターは、国の「地域生活支援事業」に基づく国庫・県費補助の対象(項目1(1)参照)だが、基礎部分の600万円は地方交付税による補助のため、本市は受け取ることができない。
- ・国庫・県費補助の割合が定められているが、国の予算の範囲で補助されることから、歳入において実際は、補助目安額を大幅に下回る状況となっており、国の制度上、地方自治体の負担割合が大きい仕組みとなっている。
- ・本市のD型は補助を受けられない。

3. 他都市の状況(本市を含む14政令市)

(1) 種類ごとの実施状況

	実施都市数
B型(Ⅱ型)	12
C型(Ⅲ型)	13
D型(−)	6

(2) 補助金額の状況

(千円)			
種類	国目安	平均	本市
B型(Ⅱ型)	9,000	11,851	14,500
C型(Ⅲ型)	7,500	9,382	12,300
D型(−)	—	7,080	11,100

※ 自治体により未実施の施設種類あり

※ 自治体によっては種類の考え方方に違いがあることから、最も近い種類に分類し集計

② 実績加算

加算内容	本市	実施自治体数 (本市を除く)
目標工賃達成に関する加算	○	1
就労移行に関する加算	○	3
重度障害者支援に係る加算	○	9
職員配置の強化に関する加算	○	0
支援の質の向上に関する加算	○	0
訓練等給付への移行に関する加算	○	3
その他の加算		7

(3) 利用者数の考え方

種類	国基準	国基準通り	基準緩和	本市
B型(Ⅱ型)	概ね15名以上	6	6	11.1名以上
C型(Ⅲ型)	概ね10名以上	7	6	7.1名以上
D型(−)	補助対象外	—	6	3.1名以上

4. 請願事項に関する本市の考え方

【これまでの経過】

- 平成25年の総合支援法施行以降、「訓練等給付」による通所事業を選択する利用者が増加する一方、地域活動支援センター(B、C、D型)の利用者は過減傾向となっています。
- そうした中においても、地域活動支援センター(B、C、D型)は、訓練等給付による通所事業にないまない方の通いの場として、重要な役割を果たしています。
- そのため、本市においては、各センターに対して、新規利用者の獲得を促すとともに、機能の維持・向上に向けた、次の支援を実施してまいりました。
 - ・民間団体の自主事業である本事業に対し、国目安を大きく上回る補助を実施
 - ・国基準を満たさないD型を独自に設定し、事業目的を達することができると考えられる最低単位の活動についても、一般財にて補助を実施
 - ・家賃補助額を引き上げるとともに、支援の質の向上や成果に対する加算を創設
 - ・利用者数のカウントについて配慮(小数点第一位を四捨五入から切り上げに変更)
 - ・物価高騰に関する補助を、令和5年度以降毎年実施
 - ・訓練等給付への移行を目指す事業所に対する補助、相談の実施
- また、精神障害者に多い、外出が苦手で引きこもりがちな方の相談機能として、区役所や26か所の障害者相談支援センターが対応しているほか、各区に設置している地域活動支援センターA型においても、様々な支援を行っています。

【経費負担】

- 地域活動支援センター及び訓練等給付に対する国の補助(負担)制度が異なること、さらには地域活動支援センターに対する補助金がいわゆる補助割れを起こしていることから、1人あたり支援するための本市負担額に、3倍以上の差が生じている。

【本市の考え方】

- 本市としては、厳しい財政状況の中でできる限りの工夫を行いながら、障害のある方の日中活動の場を維持するために、取り組んでいるところです。
- 今後についても、公費の効果的な活用の観点からも、各地域活動支援センターには新規利用者の獲得を促しながら、適切に支援を実施するよう働きかけてまいります。